

2020 年 12 月 29 日

しまね信用金庫

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けたお客さまに対する
「融資関連手数料」を免除とする取り扱いの延長について

しまね信用金庫（理事長 藤原 俊樹）では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けられたお客さまを支援するため、下記の通り融資関連手数料の一部を免除とする取り扱いを延長しますので、お知らせします。

引き続き地域金融機関として新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けたお客さまの資金繰りや返済条件の変更等のご相談について、迅速かつきめ細やかな対応に努めてまいります。

記

1. 融資関連手数料免除期間の延長

変更後	変更前
2021 年 3 月 31 日(水) まで	2020 年 12 月 31 日(木) まで

2. 免除とする手数料

事業性貸出	○返済条件変更手数料 ○保証内容変更契約書発行手数料 新型コロナウイルス感染症の影響による工事の遅延により、公共工事等金銭保証の保証期間の保証期限の延長を行う場合
個人向貸出	○住宅ローン条件変更手数料 元金返済据置と期限延長の条件変更を行う場合は免除とし、繰上返済、期間短縮、債務者・保証人変更・利率変更は対象外となります。

以 上